

NTT西日本から届出のあった活用業務に対して 総務省が行った確認の内容

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）から、平成31年3月29日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT西日本の次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）を利用し、IP通信網サービス契約者等に対して、同社の業務区域においてクローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供を行うものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。また、NTT西日本とあわせて「NTT東西」という。）及びNTT西日本は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT西日本は、本件活用業務を営むに当たって、同社のNGNを利用する等としているところ、本件活用業務に係る所要資金は、XXXXXXXXXXであるとしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しては、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増強等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処している。

さらに、職員についても、現在のIP通信網サービスの提供業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT西日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、
- ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

- 1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」

の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、WANサービスのユーザが主な提供対象になり得ると考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、同社が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、WANサービス市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（平成29年度）年次レポート」（平成30年8月28日。以下「報告書」という。）のデータによれば、WANサービス市場において、NTT西日本の全国におけるシェア（平成29年度末）は18.6%（NTT東西のシェアは36.6%）であり、競争事業者も一定のシェアを確保していることを勘案すると、NTT西日本は単独では市場支配力を行使し得ないと認められる。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務は、NTT西日本のNGNを介して提供されるものであることから、ボトルネック設備と密接な関連性を有していると考えられ、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請が高まることとなる。

この点、NGNは、第一種指定電気通信設備であり、接続約款等に基づく一定のオープン化措置が講じられているものの、NTT西日本が届出書において講ずることとしている措置が、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化のために適切なものであるかという観点から、①及び③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT西日本は、本件活用業務の提供に当たって、ルータ認証及び設定機能等に係るサーバ、サーバの設定作業等について、NTT東日本から提供を受けることを予定している。報告書のデータによれば、WANサービス市場において、NTT東西の全国におけるシェア（平成29年度末）は36.6%であり、NTT東西の水平的な市場支配力の結合についての考慮が必要である。

このため、NTT西日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT東日本の市場支配力との結合による競争阻害的な要素の拡大を防止するために適切なものであるかという観点から、①及び②の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目に関してNTT西日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT西日本からの届出書に記載されたとおりの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、次世代ネットワークを利用し、当社の業務区域においてクローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供を行うものである。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じており、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT西日本が本件活用業務に用いる同社のNGNについては、既に接続約款において接続料を設定する等、接続条件を開示しているとともに、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件について、既に接続約款において規定する等のオープン化措置を講じており、競争事業者も同様の業務の提供が可能であると考えられる。

さらに、NTT西日本は、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしているところである。

したがって、上述の措置が講じられている限りにおいては、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、次世代ネットワークを利用し、当社の業務区域においてクローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供を行うものである。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT西日本のNGNについては、接続に必要となるインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、競争事業者も利用可能であるとともに、サービス追加にあわせてインタフェース条件等を開示していくとしている。

また、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供している。

したがって、上述の措置が講じられている限りにおいては、新たにネットワーク情報開示の措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、次世代ネットワークを利用し、当社の業務区域においてクローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供を行うものである。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものとする。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT西日本は、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の情報について開示している。

また、他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、機微情報に配慮しつつ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えであるとしている。

この限りにおいて、本件活用業務が、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成30年6月29日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。
- 等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合には、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省が行った確認の内容】

N T T 西日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した平成30年6月29日に提出を受けた禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動の子会社等に委託する場合には、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内のIP通信網サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT西日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じており、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。その他設備については、市販で調達可能なルータ等の通信機器を用いて構築できるものであることから不可欠性はないと考える。

また、本業務を営む上で、ルータ認証及び設定機能等に係るサーバ、サーバの設定作業等について、公募の結果、「NTT東西の活用業務に係るガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者から提供を受けることを予定しているが、当該機能等に係るサ

サーバの提供等は他の企業等が提供しているものと同様であるとともに、当該事業者においては、当該機能等に係るサーバの提供等が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではないとのことである。なお、当該事業者と排他的な共同営業を行うものではない等、他事業者との実質的な公平性は確保されているものと考えられる。

今後、「NTT東西の活用業務に係るガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、他事業者との接続を同等の条件で行うこととし、実質的な公平性を確保する考えである。

【総務省が行った確認の内容】

本件活用業務の実施に当たっては、NGNについて、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定しており、SNIについても、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示するとともに、利用料金等の提供条件を契約約款に規定・公表していることから、関連事業者の取扱いに関する公平性が確保され、透明性が高められていると考えられる。

また、NTT西日本は、本件活用業務の提供に当たって、公募の結果、ルータ認証及び設定機能等に係るサーバ、サーバの設定作業等について、NTT東日本から提供を受けることを予定しているとしている。これについて、NTT西日本は、「当該機能等に係るサーバの提供等は他の企業等が提供しているものと同様であるとともに、当該事業者においては、当該機能等に係るサーバの提供等が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではないとのことである」としており、NTT東日本に確認したところ、同様の回答が得られたことから、競争事業者との間で実質的な公平性が確保されていると考えられること、ルータ認証及び設定機能等に係るサーバ、サーバの設定作業等は市場支配的なものではなく既に多くの事業者によって提供がされていると考えられること、この連携により両社が営業面での連携を行うものでもないことから、両社の市場支配力が結合することは考えにくく、当該卸役務の提供が公正な競争を阻害することとはならないと考えられる。

さらに、競争事業者との間における同等性確保のための措置に関しては、NTT西日本は、本件活用業務の実施に当たって、十分な情報提供や手続の同等性確保に努めるとしているほか、上記「①ネットワークのオープン化」及び「②ネットワーク情報の開示」に記載のとおり、NTT西日本は、NGNのオープン化に向けた取組を進め、ネットワーク情報の開示を行っていくとしている。

このように、上記の各措置が講じられている限りにおいては、本件活用業務が、関連事業者の公平な取扱いのための措置の不足を理由として、直ちに

電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、営業面でのファイアーウォールの措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧:経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部:コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省が行った確認の内容】

NTT西日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

また、上述の項目①から⑥までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。